非常勤職員公務災害補償保険のご案内

非常勤職員公務災害補償保険とは

「地方公務員災害補償法第69条および第70条」に基づき、地方公共団体*1が「議会の議員その他非常勤職員に対する公務上の災害*2または通勤による災害に対する補償に関する条例*3」により被災者あるいはその遺族に対して補償を行うことで地方公共団体が被る損害について、当該地方公共団体に保険金をお支払いする保険です。

※1 町村、一部事務組合および広域連合を指します。以下同じです。

※2 負傷、疾病、障害または死亡をいいます。以下同じです。

※3 以下「補償条例」と言います。なお、条例施行細則、要綱などを含みます。

地方公務員の災害補償

| | 職種 | 災害補償の有無 | 補償実施機関 |
|-----|-----------------------------------|-----------------|---|
| | 除の常勤職員等 | あり | 地方公務員災害補償基金 |
| I'X | 非常勤職員 (会計年度任用職員) (特別職非常勤職員) | あり | 地方公共団体 各地方公共団体が定める補償条例に基づき組合、 自主財源、「非常勤職員災害補償保険」で補償 |
| | 私人 (委託・有償ボランティア) とされる方 | 地方公共団体ごと の判断 | 地方公共団体 自主財源や「自治体委託業務等災害補償保険」 などで補償 |

保険の対象となる災害

被保険者が定める「補償条例」によって補償される「公務上の災害」、または「通勤による災害」です。 従って、「補償条例」に基づき設置される「公務災害補償等認定委員会」(認定委員会)等で認定された 「公務または通勤により生じた災害」が対象となります。

補償対象となる非常勤の職員

保険の補償の対象となる非常勤の職員は、以下のとおりです。

- ●市町村および一部事務組合等の議会の議員
- ●「地方公務員災害補償基金」の対象とならない会計年度任用職員フルタイム・パートタイム
- ●地公法3条3項で規定する特別職非常勤職員
- ●その他の非常勤職員※

ただし、各都道府県ごとに、設置された「補償条例」に応じて補償対象外となる非常勤職員が規定されていますので、ご注意ください。

※ 地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号) 第1条に規定する職員、その他特別法の対象となる職員(労働者災害補償保険 法の対象となる職員、消防団員、水防団員等)を除きます。

補償対象となる補償の範囲

被災職員あるいはその遺族に対する補償のうち、次に掲げる補償を保険金として被保険者*にお支払いし ます。

なお、被保険者の定める「補償条例」等に定めのない場合は、当該補償に対して、保険金をお支払いしません。

※ 被保険者については裏面の「加入方式」の項目をご確認ください。

<1>補償事業

- ①療養補償 ②休業補償 ③傷病補償年金 ④障害補償年金 ⑤障害補償一時金 ⑥障害補償年金差額一時金
- ⑦障害補償年金前払一時金 ⑧介護補償 ⑨遺族補償年金 ⑩ 遺族補償一時金 ⑪遺族補償年金前払一時金 ⑫葬祭補償

〈2〉福祉事業

- ①休業援護金 ②傷病特別支給金 ③傷病特別給付金 ④ 障害特別支給金 ⑤障害特別援護金
- ⑥障害特別給付金(⑦障害差額特別給付金(⑧遺族特別支給金(⑨遺族特別援護金(⑩遺族特別給付金)

保険料の算出方法

加入を希望する市町村・一部事務組合等が、非常勤の職員に対して1年間に支払う報酬金額の合計額に対して、各都道府県ごとに定められた保険料率(報酬金額1,000円あたり)を乗じた金額を保険料とします。 ※年間報酬金額は直近の決算書等をもとに算出いただきます。

都道府県ごとの保険料率については、都道府県町村会よりご案内いたします。

例)年間報酬金額が2,000万円 適用保険料率が4.15円の場合 2,000万円 ÷ 1,000円 × 4.15円 = 83,000円 _{※ 1円単位を四捨五入し、10円単位とします}

報酬金額集計のポイント

- ①直近の決算書とは「保険年度の2年度前の決算書」を指します。 例)保険年度:令和7年度 → 直近決算書:令和5年度決算書
- ②保険期間の途中で増員等により報酬金額が増加した場合も保険料を追加でお支払いいただく必要はありません。
- ③報酬金額合計額の全額をご申告いただきます。 (一部の職員のみを対象とすることはできません) ただし、本保険の対象外となる非常勤の職員の報酬金額は除きます。
- ④毎年委嘱しない委員・調査委員などでも、委嘱する年度に行う業務は補償対象となりますので、年間報酬金額は2年度前の決算書を基に算出してください。

【その他の注意点】

加入時には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。特に理由もなく年間報酬金額を過少申告された場合には、保険金が削減される場合がありますので、ご注意ください。

加入方式

「補償組合」の設置の有無によって都道府県ごとに加入方式が決定され、保険契約者および被保険者は下表のとおりとなります。

| 加入方式 | 保険契約者 | 被保険者 |
|--------------------------|---------|---------|
| 「補償組合」が設置されていない場合(町村会方式) | 都道府県町村会 | 加入した町村等 |
| 「補償組合」が設置されている場合(補償組合方式) | 補償組合 | 補償組合 |

町村会方式の場合、加入を希望する町村が都道府県町村会に加入手続きをいただきます。一方、補償組合方式の場合は補償組合が本保険に加入をするため、補償組合を構成する町村等が個別に加入手続きを行う必要はありません。

保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる場合に生じた災害等については、保険金をお支払いしません

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内覧、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ③保険契約者、被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意、もしくは重大な過失または法令違反によって生じた災害による災害補償責任 など

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については、「非常勤職員災害補償保険の手引」をご覧ください。

引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL: 050-3808-5528

【受付時間】平日:午前9時から午後5時まで

取扱代理店

株式会社千里

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 TEL: 03-5512-4750 FAX: 03-3593-8158 【受付時間】平日:午前9時30分から午後5時まで

SJ25-07201 2025/9/12